

○木曾文化公園自主事業企画実行委員会設置要綱

(平成 11 年 4 月 1 日)

改正 平成 12 年 3 月 5 日
平成 17 年 10 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、木曾文化公園運営委員会設置規則第 6 条の規定に基づき、木曾文化公園（以下「文化公園」という。）の自主事業を円滑かつ速やかに実施することを目的とすることについて必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員会は、次の職務を行う。

文化公園が計画する自主事業の企画立案及び事業の実施に当たること。

(委員)

第 3 条 この委員会の委員は、木曾郡下 6 町村の担当職員、文化公園職員及び学識経験者若干名をもって組織し、館長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(経費)

第 7 条 この委員会が実施する事業及び委員会の経費は、木曾広域連合からの委託料及びその他の収入をもってあてる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 5 日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 10 月 21 日)

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。